

補助対象	補助率	補助限度額 ※3	
		計画認定あり ※2	計画認定なし
街路灯	50% ※1	400万円	
アーケード、アーチ、片アーチ	50%	200万円	
その他商店会に係る設備、施設			
災害等緊急対応			400万円

※1 街路灯については、下記の条件をすべて満たす場合は、補助率を90%とする。

- 1 商店会員数が20以下であること（当該年の4月1日現在の会員数を基準とする）。
- 2 所有する街路灯数が商店会員数の4倍以上であること。
- 3 街路灯を撤去し、所有街路灯数を商店会員数の同数以下とすること。
- 4 撤去事業実施の前年度に計画認定されていること。

※令和7年度申請に限り、計画認定の条件は不要とする。

※2 施設撤去実施の**前年度**に、計画認定申請が必要です。

※3 1商店会あたりの1年間の補助限度額は**400万円**です。

**\*補助金の交付決定前の工事契約は補助対象外です。**